

2/17(月)～3/16(月)

# 税の申告



## 期間内にお早めに！

令和元年分所得税、消費税、贈与税の確定申告と、令和2年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市が合同で申告会場を設けています。お早めに申告してください。

※申告会場開設期間中は、「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」では、申告の相談を受け付けていませんのでご注意ください。

### ■■■ 所得税、消費税、贈与税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆とき 2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、休日を除く。

開設時間 午前9時～午後5時

受付終了時間 午後4時

※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場



### 会場までの無料送迎バス

旧市役所、各支所（上野支所を除く。）、上野地区の一部の地区市民センターから「ゆめドームうえの」までの無料送迎バスを運行します。

#### ■旧市役所（市営上野公園駐車場前）市役所本庁舎経由 ⇄ ゆめドームうえの

運行日	旧市役所発時刻	市役所本庁舎発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月18日(火)・20日(木) 25日(火)・27日(木)	9:00 13:00 10:00 14:00	9:15 13:15 10:15 14:15	9:30 13:30 10:30 14:30
3月3日(火)・5日(木) 10日(火)・12日(木)	11:00 15:00	11:15 15:15	11:30 16:15

#### ■支所・地区市民センター ⇄ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
支所	地区市民センター	
青山支所	神戸・比自岐・依那古	2月25日(火)・3月6日(金)
阿山支所	府中・中瀬	2月26日(水)・3月11日(水)
島ヶ原支所	長田・小田	2月19日(水)
伊賀支所・大山田支所	友生	2月20日(木)・3月4日(水)
—	きじが台・古山・猪田	2月21日(金)
—	諏訪・新居・三田	2月21日(金)・3月13日(金)
—	花垣・花之木・久米	2月18日(火)

○支所・地区市民センターから「ゆめドームうえの」までの送迎バスの時刻表は各支所住民福祉課・各地区市民センターに設置します。

○交通事情などにより、運休または発着時刻が遅れる場合があります。

## 市・県民税申告会場

開催日	会場	時間
2月 5日(水)・6日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室	<p>●受付開始時間 午前8時30分</p> <p>●相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時</p>
2月12日(水)・13日(木)	島ヶ原支所 2階会議室	
2月19日(水)・20日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2	
2月26日(水)・27日(木)	大山田支所 ふれあい広場	
3月 4日(水)・5日(木)	あやま文化センター 会議・工作室	

※午前は定員25人になり次第、受付を締め切ります。それ以降は午後からの相談になります。

※会場はかなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用ください。



## 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

## ■所得税の確定申告が必要な人

- ①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、令和元年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
- ②給与所得者で
  - 給与の年収が2,000万円を超える場合
  - 1カ所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える場合
- ③2カ所以上から給与等の支払を受けている人で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える場合

※令和元年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。

※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。



## ■市・県民税の申告が必要な人

<こちらでチェック!>

令和2年1月1日現在伊賀市に	住民票のある人	令和元年中に所得があった人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
				給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
	所得が公的年金のみの人		公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要	
			上記の人のうち社会保険料控除などを受けるときの 公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要	
	住民票のない人	令和元年中に所得がなかった人		営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要
				医療費控除などを受けようとする人	申告必要
				市内在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要
				市内在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要
			市内に事務所・事業所・家屋敷を有する人 ※所定時期に申告書を送付します。	申告必要	

## 申告に必要なもの

### ①マイナンバーカード(個人番号カード)

※マイナンバーカードがない場合は、通知カードと本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、国民年金手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者 など)

### ②印鑑・筆記用具

③申告書(税務署または市役所から送付されている人)

④税務署からのお知らせはがき(送付された人のみ)

### ⑤令和元年中の所得が明らかにできる書類

- 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書
- 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書または青色申告決算書(事前に作成しておく。)
- 配当・一時・雑所得などの所得がある人は配当の支払通知書などその所得を証明する書類

### ⑥控除を受けるために必要な証明書など

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収証または証明書

※事前に令和元年中の支払金額を計算しておいてください。なお、年金から天引きされている場合は、公的

年金などの源泉徴収票に金額が記載されています。

- 国民年金保険料の控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(事前に作成しておく。)

※経過措置により令和元年分までの確定申告については、明細書を添付せずに医療費の領収証(事前に支払金額を計算しておく。 )と保険などで補てんされる金額の分かる書類でも申告できます。詳しくは下記の**その他注意事項の「◆医療費控除の明細書」**をご覧ください。

- そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類

### ⑦所得税の還付申告をする人は、預貯金口座情報のわかるもの(申告する人の名義に限ります。)

※①～⑦以外に、申告内容によっては、ほかの書類などが必要になる場合があります。

**※昨年の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズにできます。**

## その他注意事項

### ◆医療費控除の明細書

領収証等の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(令和元年分までの確定申告は、領収証等によることもできます。)

なお、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などを添付することで、明細の記載を省略できます。明細書の書式などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。か、税務署にお問い合わせください。

### ◆ふるさと納税(寄附金控除)の申告漏れ

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している人であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

### ◆確定申告書 第二表 住民税に関する事項の記入

16歳未満の扶養親族、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除などの各事項について、該当がある場合は必ず記入してください。記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されません。

### ◆申告と各種証明書の発行

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書(所得証明書・課税証明書)が発行できません。また、各種制度での適用が受けられないことがあります。

### ◆要支援・要介護認定を受けている人の税の障害者控除

身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちでなくても、次のどちらにも該当する人は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税および市・県民税の障害者控除を受けることができます。

- 市内に住所がある65歳以上で、12月31日現在で要支援・要介護認定を受けている人
- 直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人

認定書の交付には申請が必要です。なお、認定書の交付は1月中旬以降となります。認定基準など、詳しくはお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

### ◆消費税の確定申告



消費税の確定申告をする人は、令和元年10月1日から軽減税率制度が実施されたことに伴い、取引を旧税率8%、軽減税率8%・標準税率10%に区分する必要があります。

所得税の確定申告に伴って作成する収支内訳書または青色申告決算書には税率ごとの区分がないため、別に「課税取引金額計算表」を作成する必要があります。

なお、「課税取引金額計算表」と消費税の確定申告書の作成は、ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

### ◆確定申告書用紙の送付

近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加し、税務署から送付した申告書用紙が利用さ

れる割合は年々低下しているため、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきをお送りする場合があります。申告書や確定申告に必要な各種様式は、国税庁ホームページの「確定申告特集」に掲載しており、これらは印刷して利用することができます。

なお、申告書などの用紙の送付を希望される人は、上野税務署にご連絡ください。

#### 【申告書の送付先・問い合わせ】

##### ○所得税、消費税、贈与税の確定申告

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地  
上野税務署 ☎21-0950  
※自動音声案内に従ってください。

##### ○市・県民税の申告

課税課  
☎22-9613 FAX22-9618  
✉kazei@city.iga.lg.jp

### ◆所得税を源泉徴収している場合は、特別徴収する必要があります

## 個人住民税（市民税・県民税）「特別徴収」

【問い合わせ】課税課 ☎22-9613 FAX22-9618 ✉kazei@city.iga.lg.jp

### ◆事業主の皆さんへ

～個人住民税を特別徴収していますか～

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収（天引き）して、従業員に代わって市に納入することになっています。所得税を源泉徴収している場合は、原則として、パート・アルバイト・期限付雇用などを含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。※税額の計算は市で行います。

▶次に該当する場合は普通徴収することができます

- 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
  - 給与が支給されない月がある
  - 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る。）
  - 退職予定者（5月末までに退職予定の人）
- ※該当する場合、給与支払報告書の提出時に個人住民税普通徴収への切替理由書を一緒に提出してください。

### ◆従業員の皆さんへ

～個人住民税が給与から天引きされていますか～

パート・アルバイト・期限付雇用の従業員なども含め、個人住民税は基本的に特別徴収（天引き）です。毎月の給与から個人住民税が特別徴収されていない場合は、事業主に確認してください。特別徴収は原則

12回払いとなるため、従業員は自身で納入する手間が省け、1回当たりの負担税額が少なくなります。

※複数の事業所から給与を支給されている人は、市町村で所得を合算して税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与から特別徴収されます。

### ◆給与支払報告書の提出には

#### 個人番号・法人番号の記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、給与支払報告書には、受給者・被扶養者・支払者それぞれの個人番号と法人番号の記載が必要です。そのうち支払者が個人事業主の人は、給与支払報告書の提出時に本人確認書類を提示するか、その写しを添付してください。（eLTAXをご利用の場合は確認方法が異なりますのでお問い合わせください。）



#### 【問い合わせ】

- 課税課
- 三重県総務部税収確保課 ☎059-224-2131  
<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>